

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳の時に、役場職員が国民年金の加入勧奨に来ていたことから、母親が、国民年金の加入手続を行うとともに、両親の分と併せて三人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が私のみ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している上、申立人の両親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をほぼ完納していることから、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月に払い出されたものと推認され、払出時点で、申立期間は現年度納付できる期間である上、国民年金の加入勧奨に来ていたとされる役場職員が、申立期間当時、当該役場において国民年金の担当課に在籍していたことが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は、8 か月と比較的短期間であり、申立人の両親は納付済みとされている上、申立期間前後を通じて、申立人の両親の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和29年11月16日に、資格喪失日に係る記録を30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月16日から30年4月1日まで

私は、昭和29年11月16日から30年3月31日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、当時の複数の同僚は、「A社では、全員正社員で試用期間は無く、入社当初から厚生年金保険に加入させてくれていた。」旨を供述している上、社会保険庁の記録によると、申立人及び複数の同僚が、A社での申立人の後任者であると供述する者は、申立期間直後の昭和30年4月9日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同社では、ほぼすべての従業員が入社当初から厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に勤務していた同僚の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は昭和 41 年 10 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 29 年 11 月から 30 年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月までの期間、58 年 8 月から同年 9 月までの期間、61 年 8 月から 63 年 3 月までの期間、平成 2 年 5 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 8 月から同年 9 月まで  
③ 昭和 61 年 8 月から 63 年 3 月まで  
④ 平成 2 年 5 月  
⑤ 平成 2 年 8 月

私は、20 歳の時に母親が国民年金の加入手続を行い、昭和 58 年 4 月に結婚するまでは、父親名義の口座から振替により国民年金保険料を納付するとともに、結婚後は元夫の口座から、離婚後は私の口座から振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

なお、口座振替が不能の場合は、区役所から納付督促があった際に、区役所で納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 7 月に申立人の元夫と連番で払い出されたものと推認され、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料の口座振替はできなかったものと考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が 20 歳の時に国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の母親は、国民年金の加入手続を行った場所、納付金額について記憶が明確でない上、申立人の姉二人についても 20 歳からは国民年金に加入しておらず、申立人の母親が姉妹の中で申立人のみ 20 歳から国民年金の加入手続

を行い、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

- 2 申立期間②及び③については、申立人の元夫も未納とされている上、元夫からも申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言は得られない。
- 3 申立期間④については、区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人が口座振替を開始したのは、平成2年6月とされている上、申立期間④直前の平成元年度の国民年金保険料が過年度納付されていること、及び2年4月の国民年金保険料はいったん未納とされていたが、4年1月に還付金を充当したことにより納付済みとされていることから、申立期間④当時に口座振替が行われたとは考え難い。
- 4 申立期間⑤については、口座振替が開始された直後ではあるが、口座振替に利用していた申立人名義の預金口座の記録を見ると、申立期間⑤当時は、残高不足により口座振替が不能であったことが確認できる。
- 5 申立期間は合わせて5回に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金保険料の口座振替が不能の場合は、区役所から納付督促があった際に、区役所で納付していたと主張しているが、区役所から督促を受けて納付したとする期間、納付金額について記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、婚姻後、昭和 37 年 4 月ごろに婦人会の人から勧められて、国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を集金していた地区の当番に毎月 100 円を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 4 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、37 年 4 月から 38 年 12 月までの期間は時効により納付できない期間であり、39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間は、過年度納付によることとなるが、集金人では過年度保険料を収納することはできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫及び義母は、申立期間が申請免除期間とされており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月1日から58年5月まで

私は、昭和56年2月から58年5月まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録上、A社は昭和57年8月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、57年8月26日から58年5月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票によると、申立人は、申立期間中である昭和57年2月4日に健康保険証を返納した記録が確認できる上、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立期間当時、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない上、雇用保険の給付記録によると、申立人は、申立期間以前の昭和57年1月21日から申立期間中である同年9月17日まで、失業保険を受給していたことが確認できることから、当該期間について、申立人は、A社に勤務していなかったことが推認できる。

加えて、当時の複数の同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の有無等についての供述が得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立

内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から平成 9 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録によると、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金が支給決定されたとする当時は頸椎損傷により脱退手当金の請求手続きができる状態がなく、また、家族の中にも脱退手当金の請求手続きや受給した者もないので、支給記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 9 年 7 月時点で 60 歳を超えており、その時点で年金の受給資格を満たしていなかった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないう上、社会保険事務所が保管する平成 9 年度前渡資金明細簿により、申立人に対し、平成 9 年 8 月 25 日に 43 万 6,600 円を隔地払いした旨の記載が確認でき、これらの記載事項は、社会保険庁のオンライン記録における脱退手当金の支給日及び支給額と一致している。

また、当該明細簿で申立人が記載されているページにおいて、申立人と同様に隔地払と記載されている被保険者に係る記載事項についても、社会保険庁のオンライン記録における脱退手当金の記録と一致していることが確認できるほか、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の平成 9 年 8 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないう。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日まで  
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後 9 ページの男性の被保険者のうち、社会保険庁のオンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ厚生年金保険の被保険者資格を昭和 19 年 10 月 1 日以後に喪失している男性 68 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人と同様、20 年 8 月 20 日に資格喪失し、21 年 9 月 7 日に脱退手当金の支給決定がなされている者が 13 人確認できる上、申立人の脱退手当金は、資格喪失後 1 年経過し受給権が発生した 21 年 8 月 20 日から 1 か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月25日から18年12月25日まで

私は、昭和17年12月25日から18年12月25日まで、同じ町内の10人ぐらいの人と一緒に、A社B事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が提出した手帳の記載内容により、勤労報国隊員として、昭和17年12月25日からA社B事業所に、同じ町内の人と一緒に勤務していた旨を主張している。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、申立期間及びそれ以外の期間を含めて、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記簿謄本においても、同社は法人として確認できない。

また、申立人が提出した手帳に記載された9人の同僚は、氏名しか判明していないことから、申立期間当時における厚生年金保険の加入の有無及び連絡先を確認できず、当該同僚からは、申立期間における申立人の勤務実態等を確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社B事業所と名称が類似するC社は、昭和17年6月1日に労働者年金保険の適用事業所とされていることから、申立期間のうち、17年12月26日から18年12月25日までの期間について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人を含む10人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。